

利用料金(介護保険、総合事業利用の場合)

利用料金は法律で決められています。

【訪問介護】 要介護1～5の方

種類	時間	1割	2割	3割
身体介護	20分未満	¥240	¥479	¥719
	～30分未満	¥358	¥716	¥1,074
	～1.0時間未満	¥567	¥1,134	¥1,701
	～1.5時間未満	¥829	¥1,657	¥2,479
	+0.5時間ごと	+¥120	+¥241	+¥361
生活援助	20分～45分未満	¥262	¥523	¥784
	45分以上	¥323	¥646	¥969
身体介護に引き続き生活援助を行う場合 身体介護の時間に応じた料金に加え 生活援助分の費用				
生活援助	20分～45分未満	+¥96	+¥193	+¥289
	45分～70分未満	+¥190	+¥382	+¥572
	70分以上	+¥287	+¥575	+¥862

※上記金額には以下の加算分も含まれています。

- 特定事業所加算II:基本報酬+10%
- 介護職員処遇改善加算(I):総報酬+13.7%
- 介護職員等特定処遇改善加算(I):総報酬+6.3%

※利用時間帯により料金が変わります。

- 早朝(午前06時～午前08時) 25%増
- 夜間(午後06時～午後10時) 25%増
- 深夜(午後10時～午前06時) 50%増

【総合事業:訪問介護相当サービス】 要支援1～2の方  
事業対象者の方

頻度	回数	1割	2割	3割
週に1回	月3回まで(1回)	¥349	¥698	¥1,047
	月4回以上(月額)	¥1,531	¥3,062	¥4,592
週に2回	月7回まで(1回)	¥354	¥707	¥1,060
	月8回以上(月額)	¥3,058	¥6,116	¥9,174
週に3回	月11回まで(1回)	¥373	¥746	¥1,119
	月12回以上(月額)	¥4,853	¥9,706	¥14,559

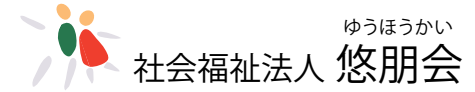
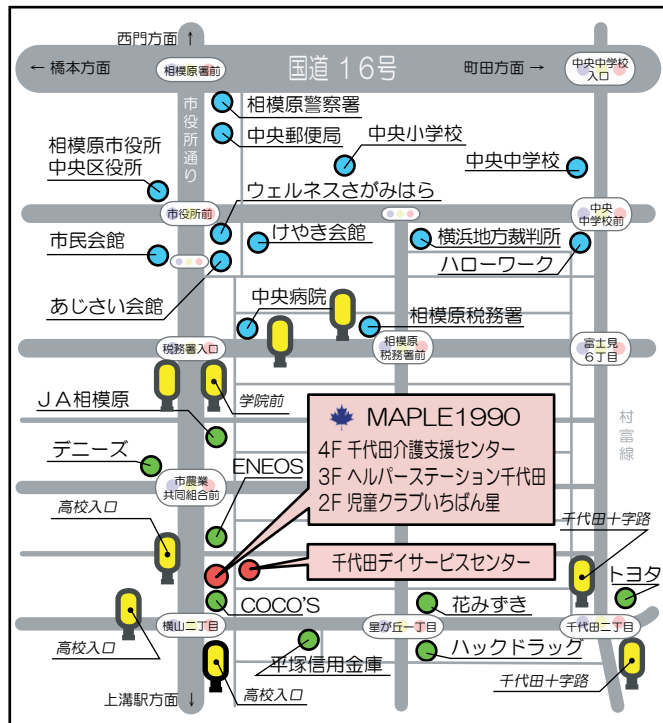
【総合事業:基準緩和サービス】 要支援1～2の方  
事業対象者の方

回数	1割	2割	3割
週に1回または2回	¥253	¥506	¥758

提供サービス 高=高齢者向け 障=障害者向け

- 高  介護保険  
訪問介護
- 高  総合事業(第一号訪問事業)  
訪問介護相当サービス  
基準緩和サービス
- 障  障害者総合支援法  
居宅介護  
重度訪問介護  
同行援護  
移動介護
- 高・障  福祉有償運送サービス
- 高・障  自費サービス(保険外対応)  
ほっとサポート

周辺地図



ヘルパーステーション千代田



気持ちの良いヘルパーと  
話を聴いてくれるサービス提供責任者

お気軽にお問い合わせ下さい

電話番号 042-704-0261  
 受付時間 月曜日～金曜日(祝日営業)  
 08:30～17:30  
 住所 相模原市中央区千代田2-2-15  
 メイプルビル3F



ホームページ  
<http://www.yuhokai-kaigo.com>

# ヘルパーのいる日常生活の一風景

08:00

10:00

12:00

14:00

16:00

18:00

20:00

1 1時間 1

起床介助  
食事介助等



ベッドから起き、着替え、朝食を摂り、歯磨きする等、起床後の一連の支援を行います。

1 45分 1

掃除  
洗濯等

日常的に使用する部屋やトイレの掃除、ゴミ捨て、洗濯等を行います。



1 75分 1

買物、調理  
自立生活のための見守りの援助等



一緒に出掛けて買物し、調理を行います。ご本人に献立を考えてもらい、出来る範囲で調理をしてもらう等、ご本人ができることを奪わずご本人に行って頂くことも大切な仕事の一つです。

1 1.5時間 1

通院介助

病院への付き添いを行います。介護保険で算定できない部分があり、乗車・待ち時間等介護していない時間は自費サービス対応となります。



1 30分 1

デイサービス等  
送り出し迎え入れ



ご家族が不在になる時間帯等が送迎時間となる場合は送り出し・迎え入れを行います。荷物の準備や片付けも行います。

1 1時間 1

入浴介助

安全に入浴ができるよう介助を行います。健康状態の確認や入浴の準備・片づけを含みます。健康状態により清拭に切り替えることもできます。



1 30分 1

排泄介助  
就寝介助等



就寝前に排泄介助やオムツ交換を行い、翌朝まで安眠できるように支援を行います。



私たちヘルパーは、利用者さんのご自宅を訪問し、専門的な知識をもって様々な介護サービスを提供します。

ケアマネの作成するケアプランの内容に従って作成する訪問介護計画書で活動する曜日、時間、内容が個別に決められており、決められた内容以外での活動は行えません。



※ 日常生活を営むために最低限必要な範囲を超えるものはできません。

大掃除に該当する行為、庭木の手入れ、嗜好品の購入医療行為に関するケア（一部を除く）等

※ ご本人不在での活動、ご本人以外の方へのサービス（調理や洗濯等）はできません。

※ 同居家族がいる場合の生活援助については、状況により適用外となります。事前にお問い合わせください。

## 【老計第10号 訪問介護におけるサービス行為ごとの区分】

### ◆ 身体介護サービス

ご利用者の身体に直接、接触して介助します。（行うための準備・後始末等を含みます）

#### ◎ 排泄・食事介助

- ・排泄介助 トイレ・ポータブル利用、おむつ交換
- ・食事介助
- ・特段の専門的配慮をもって行う調理

#### ◎ 清拭・入浴、身体整容

- ・清拭（全身清拭）
- ・部分浴（手浴及び足浴、洗髪）
- ・全身浴
- ・洗面等
- ・身体整容（日常的な行為としての身体整容）
- ・更衣介助

#### ◎ 体位変換、移動・移乗介助、外出介助

- ・体位変換
- ・移乗・移動介助
- ・通院・外出介助（診察時間中等では一部保険外）

#### ◎ 起床及び就寝介助

- ・起床・就寝介助

#### ◎ 服薬介助

#### ◎ 自立生活支援のための見守りの援助

### ◆ 生活（家事）援助サービス

身体介護以外で、日常生活の援助を行います。

#### ◎ 掃除

- ・居室内やトイレ、卓上等の清掃
- ・ゴミ出し
- ・準備・後片づけ

#### ◎ 洗濯

- ・洗濯機または手洗いによる洗濯
- ・洗濯物の乾燥（物干し）
- ・洗濯物の取り入れと収納
- ・アイロンがけ

#### ◎ ベッドメイク

- ・ベッドでのシーツ交換、布団カバーの交換等

#### ◎ 衣類の整理・被服の補修

- ・衣類の整理（夏・冬物等の入れ替え等）
- ・被服の補修（ボタン付け、破れの補修等）

#### ◎ 一般的な調理、配下膳

- ・配膳、後片づけのみ
- ・一般的な調理

#### ◎ 買い物・薬の受け取り

- ・日用品等の買い物
- ・薬の受け取り